

福島市では平成28年3月1日から

『新しい総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）』

が始まりました。

●『新しい総合事業』とは

団塊の世代の方々が75歳以上になる2025（平成37）年に向けて、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう地域全体で高齢者を支えるとともに、高齢者自身も自らの持つ能力を最大限に活かして要介護状態となることを予防することが大切です。そのため仕組みとして、介護保険制度に『新しい総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）』（以下、「新しい総合事業」という。）が創設されました。

福島市では、平成28年3月1日から65歳以上の皆さまの**介護予防と日常生活の自立を支援**することを目的とした『新しい総合事業』を開始しました。

●今までと何がどう変わったの？

- 1 現在の要支援認定を受けた方が利用できる介護予防サービスのうち、  
**①訪問介護（ホームヘルプサービス）**  
**②通所介護（デイサービス）**  
の2つのサービスを『新しい総合事業』として開始しました。
- 2 サービス利用の手続きの一部を簡素化しました。



訪問型サービス（ホームヘルプサービス）と通所型サービス（デイサービス）のみを利用する場合は、要介護認定等を省略して**基本チェックリスト※1**、**介護予防ケアマネジメント※2**により、サービスの利用が必要な方だと判断されると「事業対象者」としてサービスを利用できるようになりました。

訪問看護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与などの介護予防サービスを利用する場合は、引き続き要支援認定が必要になります。

※1 基本チェックリストとは？

本人の状況を確認するための質問票です。

質問は運動機能や栄養状態、もの忘れ等に関するもので25項目あります。

※2 介護予防ケアマネジメントとは？

要介護状態になることを予防するため、適切なサービスが心身等の状況に応じて提供されるよう、必要な援助や調整を行うことです。

◆現在利用されている方のサービスの内容・料金に変更はありません。

## ●『新しい総合事業』の対象となるのは？

- ①平成28年3月1日以降に要支援1、2の新規認定を受けた方で訪問型サービス、通所型サービスを利用される方
- ②要支援1、2の更新認定を受けた方（認定の有効期間の開始が平成28年3月1日以降の方）で訪問型サービス、通所型サービスを利用される方
- ③基本チェックリスト、介護予防ケアマネジメントでサービスが必要と認められた方（事業対象者）

※事業対象者となり、総合事業によるサービスを利用し始めた後も、必要な時は要介護・要支援認定を申請することができます。

## ●現在、訪問介護（ホームヘルプサービス）と通所介護（デイサービス）を利用されている皆さまへのお願い

『新しい総合事業』が開始されることにより、現在の事業者との契約内容が変更になりますので、新たに下記の契約をお願いいたします。

### ①介護予防ケアプランの作成等に関する契約

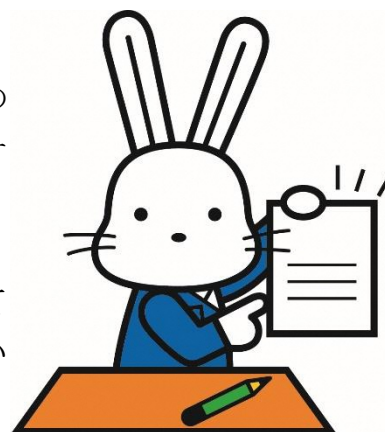
地域包括支援センターと結んでいる介護予防支援の契約内容を、新しい総合事業による介護予防ケアマネジメントの契約内容へ変更していただく場合があります。

変更になる場合は、担当の地域包括支援センターが契約書等を作成して説明いたしますので、内容をご確認の上、ご契約願います。

### ②サービスに関する契約

現在の介護予防サービス（訪問介護・通所介護）の契約から、新しい総合事業によるサービス（訪問型サービス・通所型サービス）の契約へ変更していただくようになります。

サービスをご利用中の事業所が契約書等を作成して説明いたしますので、内容をご確認の上、ご契約願います。



『新しい総合事業』について、詳しくは福島市 長寿福祉課へお問い合わせください。  
長寿福祉課 ☎【代表】024-535-1111 【直通】024-529-5064

平成28年2月29日まで

平成28年3月1日以降

要介護1～5の方

- 介護サービス
- 訪問介護
- 通所介護
- 訪問看護
- 通所リハビリテーション
- 福祉用具貸与 など

今までどおり変更はありません。サービスの利用には要介護認定が必要になります。

要介護1～5の方

- 介護サービス
- 訪問介護
- 通所介護
- 訪問看護
- 通所リハビリテーション
- 福祉用具貸与 など

要支援1・2の方

- 介護予防サービス
- 訪問看護
- 通所リハビリテーション
- 福祉用具貸与 など
- 訪問介護 (ホームヘルプサービス)
- 通所介護 (デイサービス)

今までどおり変更はありません。サービスの利用には要支援認定が必要になります。

要支援1・2の方

- 介護予防サービス
- 訪問看護
- 通所リハビリテーション
- 福祉用具貸与 など

『新しい総合事業』へ移行

事業対象者

- 『新しい総合事業』
- 介護予防・生活支援サービス事業
- 訪問型サービス
- 訪問介護相当サービス (ホームヘルプサービス)
- 通所型サービス
- 通所介護相当サービス (デイサービス)

◇新しい総合事業へ移行しますが、サービス内容に変更はありません。

平成28年3月1日から変更になっております。

■これから、新しい総合事業のサービスを利用したい方は、お住まいの地区を担当する地域包括支援センターへご相談ください。(裏面【地域包括支援センター一覧】参照)